

議案第 39 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 25 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を次のように改める。

- 2 この条例の規定は、特別職に属する非常勤の職を兼ねることとなつた一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）第1条に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）については適用しない。ただし、当該特別職に属する非常勤の職を兼ねることとなつた一般職の職員が一般職の職員として職務に従事する時間以外の時間に別表投票所の投票管理者の項、期日前投票所の投票管理者の項及び投票所の投票立会人の項から選挙立会人の項までに規定する職に従事する場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。